

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則新旧対照表

新			旧		
別表第11（第42条、第48条関係） 排水の規制基準（排水指定物質） 事業所から排出される排水中に含まれる排水指定物質の濃度の許容限度は、次に定めるとおりとする。			別表第11（第42条、第48条関係） 排水の規制基準（排水指定物質） 事業所から排出される排水中に含まれる排水指定物質の濃度の許容限度は、次に定めるとおりとする。		
排水指定物質の種類	新設の事業所の場合	新設の事業所以外の事業所の場合	排水指定物質の種類	新設の事業所の場合	新設の事業所以外の事業所の場合
カドミウム及びその化合物	1リットルにつきカドミウムとして <u>0.03</u> ミリグラム	1リットルにつきカドミウムとして <u>0.03</u> ミリグラム	カドミウム及びその化合物	1リットルにつきカドミウムとして0.1ミリグラム	1リットルにつきカドミウムとして0.1ミリグラム
シアン化合物	1リットルにつきシアンとして1ミリグラム	1リットルにつきシアンとして1ミリグラム	シアン化合物	1リットルにつきシアンとして1ミリグラム	1リットルにつきシアンとして1ミリグラム
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	1リットルにつき0.2ミリグラム	1リットルにつき0.2ミリグラム	有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	1リットルにつき0.2ミリグラム	1リットルにつき0.2ミリグラム
鉛及びその化合物	1リットルにつき鉛として0.1ミリグラム	1リットルにつき鉛として0.1ミリグラム	鉛及びその化合物	1リットルにつき鉛として0.1ミリグラム	1リットルにつき鉛として0.1ミリグラム
六価クロム化合物	1リットルにつき六価クロムとして0.5ミリグラム	1リットルにつき六価クロムとして0.5ミリグラム	六価クロム化合物	1リットルにつき六価クロムとして0.5ミリグラム	1リットルにつき六価クロムとして0.5ミリグラム
砒素及びその化合物	1リットルにつき砒素として0.1ミリグラム	1リットルにつき砒素として0.1ミリグラム	砒素及びその化合物	1リットルにつき砒素として0.1ミリグラム	1リットルにつき砒素として0.1ミリグラム
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1リットルにつき水銀として0.005ミリグラム	1リットルにつき水銀として0.005ミリグラム	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1リットルにつき水銀として0.005ミリグラム	1リットルにつき水銀として0.005ミリグラム
アルキル水銀化合物	検出されないこと。	検出されないこと。	アルキル水銀化合物	検出されないこと。	検出されないこと。
PCB	1リットルにつき0.003ミリグラム	1リットルにつき0.003ミリグラム	PCB	1リットルにつき0.003ミリグラム	1リットルにつき0.003ミリグラム

トリクロロエチレン	1リットルにつき0.3 ミリグラム	1リットルにつき0.3 ミリグラム	トリクロロエチレン	1リットルにつき0.3 ミリグラム	1リットルにつき0.3 ミリグラム
テトラクロロエチレン	1リットルにつき0.1 ミリグラム	1リットルにつき0.1 ミリグラム	テトラクロロエチレン	1リットルにつき0.1 ミリグラム	1リットルにつき0.1 ミリグラム
ジクロロメタン	1リットルにつき0.2 ミリグラム	1リットルにつき0.2 ミリグラム	ジクロロメタン	1リットルにつき0.2 ミリグラム	1リットルにつき0.2 ミリグラム
四塩化炭素	1リットルにつき0.0 2ミリグラム	1リットルにつき0.0 2ミリグラム	四塩化炭素	1リットルにつき0.0 2ミリグラム	1リットルにつき0.0 2ミリグラム
1,2-ジクロロエタン	1リットルにつき0.0 4ミリグラム	1リットルにつき0.0 4ミリグラム	1,2-ジクロロエタン	1リットルにつき0.0 4ミリグラム	1リットルにつき0.0 4ミリグラム
1,1-ジクロロエチレン	1リットルにつき1ミリ グラム	1リットルにつき1ミリ グラム	1,1-ジクロロエチ レン	1リットルにつき1ミリ グラム	1リットルにつき1ミリ グラム
シス-1,2-ジクロ ロエチレン	1リットルにつき0.4 ミリグラム	1リットルにつき0.4 ミリグラム	シス-1,2-ジクロ ロエチレン	1リットルにつき0.4 ミリグラム	1リットルにつき0.4 ミリグラム
1,1,1-トリクロ ロエタン	1リットルにつき3ミリ グラム	1リットルにつき3ミリ グラム	1,1,1-トリクロ ロエタン	1リットルにつき3ミリ グラム	1リットルにつき3ミリ グラム
1,1,2-トリクロ ロエタン	1リットルにつき0.0 6ミリグラム	1リットルにつき0.0 6ミリグラム	1,1,2-トリクロ ロエタン	1リットルにつき0.0 6ミリグラム	1リットルにつき0.0 6ミリグラム
1,3-ジクロロプロ ペン	1リットルにつき0.0 2ミリグラム	1リットルにつき0.0 2ミリグラム	1,3-ジクロロプロ ペン	1リットルにつき0.0 2ミリグラム	1リットルにつき0.0 2ミリグラム
チウラム	1リットルにつき0.0 6ミリグラム	1リットルにつき0.0 6ミリグラム	チウラム	1リットルにつき0.0 6ミリグラム	1リットルにつき0.0 6ミリグラム
シマジン	1リットルにつき0.0 3ミリグラム	1リットルにつき0.0 3ミリグラム	シマジン	1リットルにつき0.0 3ミリグラム	1リットルにつき0.0 3ミリグラム
チオベンカルブ	1リットルにつき0.2 ミリグラム	1リットルにつき0.2 ミリグラム	チオベンカルブ	1リットルにつき0.2 ミリグラム	1リットルにつき0.2 ミリグラム
ベンゼン	1リットルにつき0.1 ミリグラム	1リットルにつき0.1 ミリグラム	ベンゼン	1リットルにつき0.1 ミリグラム	1リットルにつき0.1 ミリグラム
セレン及びその化合 物	1リットルにつきセレン として0.1ミリグラム	1リットルにつきセレン として0.1ミリグラム	セレン及びその化合 物	1リットルにつきセレン として0.1ミリグラム	1リットルにつきセレン として0.1ミリグラム
ほう素及びその化合 物	海域以外の公共用水域に 排出されるもの1リット ルにつきほう素として1 0ミリグラム。海域に排 出されるもの1リットル につきほう素として23 0ミリグラム	海域以外の公共用水域に 排出されるもの1リット ルにつきほう素として1 0ミリグラム。海域に排 出されるもの1リットル につきほう素として23 0ミリグラム	ほう素及びその化合 物	海域以外の公共用水域に 排出されるもの1リット ルにつきほう素として1 0ミリグラム。海域に排 出されるもの1リットル につきほう素として23 0ミリグラム	海域以外の公共用水域に 排出されるもの1リット ルにつきほう素として1 0ミリグラム。海域に排 出されるもの1リットル につきほう素として23 0ミリグラム

ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの1リットルにつきふっ素として8ミリグラム。海域に排出されるもの1リットルにつきふっ素として15ミリグラム	海域以外の公共用水域に排出されるもの1リットルにつきふっ素として8ミリグラム。海域に排出されるもの1リットルにつきふっ素として15ミリグラム
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1リットルにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量100ミリグラム	1リットルにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量100ミリグラム
1,4-ジオキサン	1リットルにつき0.5ミリグラム	1リットルにつき0.5ミリグラム
ダイオキシン類	1リットルにつき10ピコグラム	1リットルにつき10ピコグラム
フェノール類	1リットルにつきフェノールとして0.5ミリグラム	1リットルにつきフェノールとして0.5ミリグラム
銅及びその化合物	1リットルにつき銅として1ミリグラム	1リットルにつき銅として3ミリグラム
亜鉛及びその化合物	1リットルにつき亜鉛として1ミリグラム	1リットルにつき亜鉛として2ミリグラム
鉄及びその化合物(溶解性のものに限る。)	1リットルにつき鉄として3ミリグラム	1リットルにつき鉄として10ミリグラム
マンガン及びその化合物(溶解性のものに限る。)	1リットルにつきマンガンとして1ミリグラム	1リットルにつきマンガンとして1ミリグラム
クロム及びその化合物	1リットルにつきクロムとして2ミリグラム	1リットルにつきクロムとして2ミリグラム
ニッケル及びその化合物	1リットルにつきニッケルとして1ミリグラム	1リットルにつきニッケルとして1ミリグラム

備考 1～6 (略)

7 排水の測定方法は、次の各号に掲げる物質ごとに、それぞれ当該各号に定めるところによる。

ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの1リットルにつきふっ素として8ミリグラム。海域に排出されるもの1リットルにつきふっ素として15ミリグラム	海域以外の公共用水域に排出されるもの1リットルにつきふっ素として8ミリグラム。海域に排出されるもの1リットルにつきふっ素として15ミリグラム
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1リットルにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量100ミリグラム	1リットルにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量100ミリグラム
1,4-ジオキサン	1リットルにつき0.5ミリグラム	1リットルにつき0.5ミリグラム
ダイオキシン類	1リットルにつき10ピコグラム	1リットルにつき10ピコグラム
フェノール類	1リットルにつきフェノールとして0.5ミリグラム	1リットルにつきフェノールとして0.5ミリグラム
銅及びその化合物	1リットルにつき銅として1ミリグラム	1リットルにつき銅として3ミリグラム
亜鉛及びその化合物	1リットルにつき亜鉛として1ミリグラム	1リットルにつき亜鉛として2ミリグラム
鉄及びその化合物(溶解性のものに限る。)	1リットルにつき鉄として3ミリグラム	1リットルにつき鉄として10ミリグラム
マンガン及びその化合物(溶解性のものに限る。)	1リットルにつきマンガンとして1ミリグラム	1リットルにつきマンガンとして1ミリグラム
クロム及びその化合物	1リットルにつきクロムとして2ミリグラム	1リットルにつきクロムとして2ミリグラム
ニッケル及びその化合物	1リットルにつきニッケルとして1ミリグラム	1リットルにつきニッケルとして1ミリグラム

備考 1～6 (略)

7 排水の測定方法は、次の各号に掲げる物質ごとに、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) (略)
- (2) シアン化合物
規格K0102の38.1.2及び38.2に定める方法、規格K0102の38.1.2及び38.3に定める方法又は規格K0102の38.1.2及び38.5に定める方法
- (3) (略)
- (4) 鉛及びその化合物
規格K0102の54に定める方法（ただし、規格K0102の54.1に定める方法にあつては規格K0102の54の備考1に定める操作を、規格K0102の54.3に定める方法にあつては規格K0102の52の備考9に定める操作を行うものとする。）
- (5) 六価クロム化合物
規格K0102の65.2.1に定める方法（着色している試料又は六価クロムを還元する物質を含有する試料で検定が困難なものにあつては、規格K0102の65の備考11のb)の1)から3)まで及び規格K0102の65.1に定める方法) 又は規格K0102の65.2.6に定める方法（ただし、塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあつては、規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。）
- (6) ~ (25) (略)
- (26) ふっ素及びその化合物
規格K0102の34.1、34.2若しくは34.4に定める方法又は規格K0102の34.1c) (注(6)第3文を除く。)に定める方法及び環境庁告示第59号付表6に掲げる方法

- (1) (略)
- (2) シアン化合物
規格K0102の38.1.2及び38.2に定める方法又は規格K0102の31.2及び38.3に定める方法
- (3) (略)
- (4) 鉛及びその化合物
規格K0102の54に定める方法（ただし、規格K0102の54.1に定める方法にあつては規格K0102の54の備考1に定める操作を、規格K0102の54.3に定める方法にあつては規格K0102の54の備考7に定める操作を行うものとする。）
- (5) 六価クロム化合物
規格K0102の65.2.1に定める方法（着色している試料又は六価クロムを還元する物質を含有する試料で検定が困難なものにあつては、規格K0102の65の備考11のb)の1)から3)まで及び規格K0102の65.1に定める方法)
- (6) ~ (25) (略)
- (26) ふっ素及びその化合物
規格K0102の34.1若しくは34.2に定める方法又は規格K0102の34.1c) (注(6)第3文を除く。)に定める方法及び環境庁告示第59号付表6に掲げる方法

(27) アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
 アンモニア又はアンモニウム化合物にあつては規格K0102の42.2、42.3、42.5又は42.6に定める方法により検定されたアンモニウムイオンの濃度に換算係数0.7766を乗じてアンモニア性窒素の量を検出する方法、亜硝酸化合物にあつては規格K0102の43.1に定める方法により検定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じて亜硝酸性窒素の量を検出する方法、硝酸化合物にあつては規格K0102の43.2.5又は43.2.6に定める方法により検定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じて硝酸性窒素の量を検出する方法（ただし、亜硝酸化合物及び硝酸化合物にあつては、当該方法に代えて規格K0102の43.2.1(c)12)及びc)13)の式中「 $-C \times 1.348$ 」を除く。）又は43.2.3(c)7)及びc)8)を除く。）に定める方法により検定された亜硝酸イオン及び硝酸イオンの合計の硝酸イオン相当濃度に換算係数0.2259を乗じて亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量を検出する方法とすることができる。）

(28) ~ (36) (略)

別表第16 (第74条関係)

地下水の浄化基準

地下水の浄化基準は、次に定めるとおりとする。

特定有害物質等の種類	基準値
カドミウム及びその化合物	1リットルにつきカドミウムとして0.003ミリグラム

(27) アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
 アンモニア又はアンモニウム化合物にあつては規格K0102の42.2、42.3又は42.5に定める方法により検定されたアンモニウムイオンの濃度に換算係数0.7766を乗じてアンモニア性窒素の量を検出する方法、亜硝酸化合物にあつては規格K0102の43.1に定める方法により検定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じて亜硝酸性窒素の量を検出する方法、硝酸化合物にあつては規格K0102の43.2.5に定める方法により検定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じて硝酸性窒素の量を検出する方法（ただし、亜硝酸化合物及び硝酸化合物にあつては、当該方法に代えて規格K0102の43.2.1(c)12)及びc)13)の式中「 $-C \times 1.348$ 」を除く。）又は43.2.3(c)7)及びc)8)を除く。）に定める方法により検定された亜硝酸イオン及び硝酸イオンの合計の硝酸イオン相当濃度に換算係数0.2259を乗じて亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量を検出する方法とすることができる。）

(28) ~ (36) (略)

別表第16 (第74条関係)

地下水の浄化基準

地下水の浄化基準は、次に定めるとおりとする。

特定有害物質等の種類	基準値
カドミウム及びその化合物	1リットルにつきカドミウムとして0.01ミリグラム

シアン化合物	検出されないこと。
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。）	検出されないこと。
鉛及びその化合物	1リットルにつき鉛として0.01ミリグラム
六価クロム化合物	1リットルにつき六価クロムとして0.05ミリグラム
砒素及びその化合物	1リットルにつき砒素として0.01ミリグラム
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1リットルにつき水銀として0.0005ミリグラム
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
トリクロロエチレン	1リットルにつき0.03ミリグラム
テトラクロロエチレン	1リットルにつき0.01ミリグラム
ジクロロメタン	1リットルにつき0.02ミリグラム
四塩化炭素	1リットルにつき0.002ミリグラム
1,2-ジクロロエタン	1リットルにつき0.004ミリグラム
1,1-ジクロロエチレン	1リットルにつき0.1ミリグラム
1,2-ジクロロエチレン	1リットルにつきシス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレンの合計量0.04ミリグラム
1,1,1-トリクロロエタン	1リットルにつき1ミリグラム
1,1,2-トリクロロエタン	1リットルにつき0.006ミリグラム
1,3-ジクロロプロペン	1リットルにつき0.002ミリグラム

シアン化合物	検出されないこと。
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。）	検出されないこと。
鉛及びその化合物	1リットルにつき鉛として0.01ミリグラム
六価クロム化合物	1リットルにつき六価クロムとして0.05ミリグラム
砒素及びその化合物	1リットルにつき砒素として0.01ミリグラム
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1リットルにつき水銀として0.0005ミリグラム
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
トリクロロエチレン	1リットルにつき0.03ミリグラム
テトラクロロエチレン	1リットルにつき0.01ミリグラム
ジクロロメタン	1リットルにつき0.02ミリグラム
四塩化炭素	1リットルにつき0.002ミリグラム
1,2-ジクロロエタン	1リットルにつき0.004ミリグラム
1,1-ジクロロエチレン	1リットルにつき0.1ミリグラム
1,2-ジクロロエチレン	1リットルにつきシス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレンの合計量0.04ミリグラム
1,1,1-トリクロロエタン	1リットルにつき1ミリグラム
1,1,2-トリクロロエタン	1リットルにつき0.006ミリグラム
1,3-ジクロロプロペン	1リットルにつき0.002ミリグラム

チウラム	1リットルにつき0.006ミリグラム
シマジン	1リットルにつき0.003ミリグラム
チオベンカルブ	1リットルにつき0.02ミリグラム
ベンゼン	1リットルにつき0.01ミリグラム
セレン及びその化合物	1リットルにつきセレンとして0.01ミリグラム
ほう素及びその化合物	1リットルにつきほう素として1ミリグラム
ふっ素及びその化合物	1リットルにつきふっ素として0.8ミリグラム
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1リットルにつき亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量10ミリグラム
塩化ビニルモノマー	1リットルにつき0.002ミリグラム
1,4-ジオキサン	1リットルにつき0.05ミリグラム
ダイオキシン類	1リットルにつき1ピコグラム

備考 1 (略)

2 (略)

3 特定有害物質等の濃度の測定の方法は、次の各号に掲げる物質ごとに、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) (略)

(2) シアン化合物

規格K0102の38.1.2及び38.2に定める方法、規格K0102の38.1.2及び38.3に定める方法又は規格K0102の38.1.2及び38.5に定める方法

(3) (略)

チウラム	1リットルにつき0.006ミリグラム
シマジン	1リットルにつき0.003ミリグラム
チオベンカルブ	1リットルにつき0.02ミリグラム
ベンゼン	1リットルにつき0.01ミリグラム
セレン及びその化合物	1リットルにつきセレンとして0.01ミリグラム
ほう素及びその化合物	1リットルにつきほう素として1ミリグラム
ふっ素及びその化合物	1リットルにつきふっ素として0.8ミリグラム
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1リットルにつき亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量10ミリグラム
塩化ビニルモノマー	1リットルにつき0.002ミリグラム
1,4-ジオキサン	1リットルにつき0.05ミリグラム
ダイオキシン類	1リットルにつき1ピコグラム

備考 1 (略)

2 (略)

3 特定有害物質等の濃度の測定の方法は、次の各号に掲げる物質ごとに、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) (略)

(2) シアン化合物

規格K0102の38.1.2及び38.2に定める方法又は規格K0102の38.1.2及び38.3に定める方法

(3) (略)

<p>(4) (略)</p> <p>(5) 六価クロム化合物 規格K0102の65.2に定める方法 <u>(ただし、規格K0102の65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合には、規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。)</u></p> <p>(6) ~ (25) 略</p> <p>(26) ふっ素及びその化合物 規格K0102の<u>34.1若しくは34.4</u>に定める方法又は規格K0102の34.1c) (注⁽⁶⁾第3文を除く。)に定める方法 (懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあつては、これを省略することができる。)及び環境庁告示第59号付表6に掲げる方法</p> <p>(27) アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 亜硝酸化合物にあつては規格K0102の43.1に定める方法により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じて亜硝酸性窒素の量を測定する方法、硝酸化合物にあつては規格K0102の43.2.1、43.2.3、<u>43.2.5又は43.2.6</u>に定める方法により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じて硝酸性窒素の量を測定する方法</p> <p>(28) ~ (30) 略</p>	<p>(4) (略)</p> <p>(5) 六価クロム化合物 規格K0102の65.2に定める方法</p> <p>(6) ~ (25) 略</p> <p>(26) ふっ素及びその化合物 規格K0102の34.1に定める方法又は規格K0102の34.1c) (注⁽⁶⁾第3文を除く。)に定める方法 (懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあつては、これを省略することができる。)及び環境庁告示第59号付表6に掲げる方法</p> <p>(27) アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 亜硝酸化合物にあつては規格K0102の43.1に定める方法により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じて亜硝酸性窒素の量を測定する方法、硝酸化合物にあつては規格K0102の43.2.1、43.2.3又は43.2.5に定める方法により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じて硝酸性窒素の量を測定する方法</p> <p>(28) ~ (30) 略</p>
--	---

(施行期日)

1 この規則は、平成26年12月1日から施行する。ただし、別表第11備考7及び別表第16備考3に係る部分については、平成26年11月 日から施行する。

(経過措置)

2 カドミウムについての改正後の規則第42条に規定する排水の規制基準に関する規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に設置された事業所（施行日前から設置の工事がされているものを含み、施行日以後に新たに水質汚濁防止法（以下、「法」という。）の特定事業場となったもの（施行日前から法第2条第2項の特定施設の設置の工事がされているものを除く。）を除く。）にあつては、平成27年5月31日（法施行令別表第3に掲げる施設を設置する事業所にあつては、平成27年11月30日）から適用する。

3 改正後の別表第11によるカドミウムに係る排水の規制基準については、附則別表の中欄に掲げる業種に属する場合に限り、平成29年11月30日（金属鉱業、溶融めっき業（溶融亜鉛めっきを行うものに限る。）については、平成28年11月30日）までの間は、同表の右欄に掲げる基準とする。

4 附則別表の中欄に掲げる業種に属する事業所から排出される水その他の液体（公共用水域に直接排出されるものを除く。）の処理施設については、当該処理施設に水その他の液体を排出する事業所の属する業種に属するものとみなして、前項の規定を適用する。

附則別表（附則第2項関係）

排水指定物質の種類	業種その他の区分	許容限度
カドミウム及びその化合物	金属鉱業	1リットルにつきカドミウムとして0.08ミリグラム
	非鉄金属第一次製錬・精製業（亜鉛に係るものに限る。） 非鉄金属第二次製錬・精製業（亜鉛に係るものに限る。）	1リットルにつきカドミウムとして0.09ミリグラム
	溶融めっき業（溶融亜鉛めっきを行うものに限る。）	1リットルにつきカドミウムとして0.1ミリグラム

備考 1 この表の中欄に掲げる業種に属する事業所が同時に他の業種にも属する場合において、改正後の規則別表第11又はこの表により当該業種につき異なる許容限度の規制基準が定められているときは、当該事業所に係る排水については、それらの規制基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。

2 排水の測定方法は、改正後の規則別表第11備考第7項第1号に定めるところによるものとする。